

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置安全監視チーム会合に係る面談

2. 日時：令和元年12月9日(月)15時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、

堀内安全審査官、内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他9名

三菱重工業株式会社

新型炉・原燃サイクル技術部 新型炉プラント設計課 主任

5. 要旨

○原子力機構から、次回のもんじゅ廃止措置安全監視チーム会合の資料案等について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通り伝えた。

(資料1について)

- ・本資料については、10月17日の監視チーム会合において山中委員から伝えたコメントの趣旨をよく考え資料作成をするよう、前回の面談でも伝えているところ、前回の資料より分かりやすい記載になっているが、燃料体処理作業で想定される事象の分類が具体的でないなど、まだ十分に考えられていない。よって、山中委員のコメントの趣旨を踏まえて、再度資料内容を検討すること。

(参考)【10月17日の監視チーム会合での山中委員のコメント概要】

- ・燃料体の処理作業において発生する可能性のある不具合、あるいはその対策内容、あるいは完了目標時期について、あらかじめ想定される考えを説明していただいて計画的に不具合に対応して頂きたい。
- ・また、今回の燃料体の取出し作業の結果を踏まえまして、燃料体の処理の準備工程の変更内容、あるいは施設定期検査の対応状況についても、今後、具体的な内容を説明していただきたい。

(資料2について)

- ・部分装荷による影響評価の分類においては、メリットがあるかどうかというよりは、「安全性への影響があるのか」、「燃料体取出し作業に影響があるのか」という観点で分類し、その上で、不確実性があり影響評価が必要な事項をさらに整理すること。
- ・また、メリットは廃棄物の減容であるということを明確にすること。

(資料3～5について)

- ・面談における資料は、監視チームにおける規制庁からの指摘やコメントを踏まえて説明内容を明確にし、全体の流れや結論を整理することが重要と考えるが、そのようなものになっていない。
- ・監視チームからのコメントとして、解析手法の妥当性に関する説明を求めていたが、本日の資料は、解析と実験の内容に関する技術的な資料であり、コメントに直接的に結びつくものとは思えない。コメントの趣旨を再考して、資料を整理して説明すること。
- ・部分装荷状態とすることについては、解析の内容、影響評価、設備の状況、不具合時の対応等、様々な要素を組み合わせ、妥当と評価できる説明をすることが必要と考える。
- ・本日の技術的な説明内容全ては否定しないが、次回には、部分装荷状態とすることの妥当性が判断できる内容として整理し、一式揃えて提示すること。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

## 6. その他

資料1：「もんじゅ」の燃料体取出し作業の進捗状況

資料2：「もんじゅ」廃止措置計画の変更内容（模擬燃料体の部分装荷）コメント回答  
(No.1)

資料2-1：模擬燃料体の部分装荷における影響評価について（改正1）

資料3：「もんじゅ」廃止措置計画の変更内容（模擬燃料体の部分装荷）解析手法・モデルの妥当性

資料4：「もんじゅ」廃止措置計画の変更内容（模擬燃料体の部分装荷）燃料体の跳び上がり量に関する不確かさ、誤差要因との関係

資料5：「もんじゅ」廃止措置計画の変更内容（模擬燃料体の部分装荷）解析手法・解析モデルについて 改正1